
平成27年度
教育委員会の事務の
管理及び執行の状況の
点検及び評価結果報告書

平成27年12月
高知市教育委員会

■ はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）の一部が改正され、平成20年度から全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務付けられました。また、その点検・評価の結果については、議会に報告するとともに、市民に対して公表することとされています。この点検・評価を義務付けた法改正の目的は、それぞれの教育委員会が効果的な教育行政を推進し、市民に対する説明責任を果たしていくことにあります。

高知市教育委員会では、この趣旨を踏まえ、本年度に教育委員会が行った事務を振り返りつつ、検証を重ね、報告書としてまとめました。

本年度の点検・評価につきましては、「保幼小連携教育の推進」、「不登校対策の推進」、「学校給食における地産地消、食育の推進」、「小中一貫校の推進（土佐山学舎）」の4項目で点検・評価を行うこととしました。

点検・評価の過程を通じ、課題となった事柄については、翌年度以降の施策展開に生かし効果的な教育行政に努めていきたいと考えます。

市民の皆様方には、この報告書をご一読いただき、ご意見をお寄せいただければ幸甚に存じます。

最後になりますが、報告書の作成に当たり貴重な助言をいただいた学校法人高知学園 学園本部 本部長の東 好男氏と高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門 教授の岡谷 英明氏に深く感謝申し上げます。

高知市教育委員会

委員長 谷 智子

《 参 照 》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

■事務の管理及び執行状況の点検・評価について	1
【対象事務1】保幼小連携教育の推進	3
（個別事務事業の点検・評価シート）	
幼児期の教育と学校教育の連携の強化	
（保・幼・小連携推進地区事業）	11
（小1プロブレム対策事業）	12
【対象事務2】不登校対策の推進	13
（個別事務事業の点検・評価シート）	
社会的資質や行動力を高める支援の充実	
（児童生徒等自立支援教室運営事業）	19
教育相談体制の充実	
（学校カウンセラー推進事業）	20
家庭への支援の充実	
（スクールソーシャルワーカー活用事業）	21
【対象事務3】学校給食における地産地消、食育の推進	22
（個別事務事業の点検・評価シート）	
食に関する指導の充実	
（小中学校食育・地場産品活用推進事業）	26
【対象事務4】小中一貫校の推進（土佐山学舎）	27
（個別事務事業の点検・評価シート）	
小中一貫教育の推進	
（土佐山小中一貫教育の推進）	32
■点検・評価委員からの意見等	33

■ 事務の管理及び執行状況の点検・評価について

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、都道府県，市区町村を問わず，全ての教育委員会には，その教育委員会が行う事務の管理・執行状況について点検・評価を行い，その結果に関する報告書を作成して，議会に提出し，また公表することが義務付けられています。

高知市教育委員会では，平成20年度から点検・評価を行い，業務の改善を図っています。

2 対象年度

点検・評価の対象となる年度については，前年度又は当年度のいずれでもよいとされています。高知市教育委員会では，この点検・評価を単なる評価にとどまらせることなく，「計画」－「実施」－「評価」－「見直し」の一連の業務サイクルとして捉え，事務の改善につなげ，次年度の施策に反映させるため，対象年度を当該年度分とし，点検・評価を行いました。

3 項 目

点検・評価を行う項目については，全ての事務に対して行うことは難しいため，平成27年度の教育施策の重点課題として「保幼小連携教育の推進」，「不登校対策の推進」，「学校給食における地産地消，食育の推進」，「小中一貫校の推進（土佐山学舎）」の4項目の点検・評価を行うこととしました。

その他の事業については，翌年の市議会9月定例会に決算の認定議案と併せて提出している主要施策成果報告書を基にご意見をいただきたいと考えています。

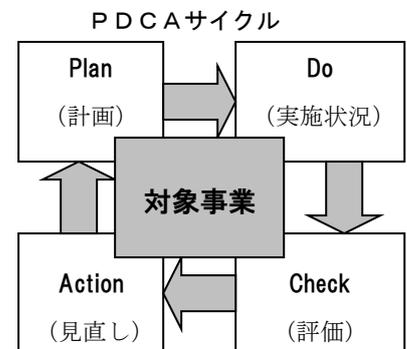
4 点検・評価の方法

(1) 概要

点検・評価の方法は，対象項目をそれぞれの事業レベルにまで分け，事業の成果や課題を挙げて，達成度と方向性を評価しました。

具体的には，各事業の達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階（別表①参照）で評価することとし，各事業の方向性を「a」，「b」，「c」の3段階（別表②参照）で評価することとしました。

この事業ごとの評価結果を基に，改めて点検・評価対象事務の取組全体を評価（別表③参照）し，翌年度への見直しにつなげることをとしています。



別表① 「各事業の達成度」

達成度	定性的内容	定量的内容
AA	目標を大幅に上回る成果を上げている。	達成水準に対して120%以上の成果を上げた。
A	目標を上回る成果を上げている。	達成水準に対して110%以上の成果を上げた。
B	ほぼ目標どおりの成果が上がる見通しである。	ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果を上げた。
C	目標どおりの成果に至らない見通しである。	達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。	達成水準に対して80%未満の成果であった。

別表② 「各事業の方向性」

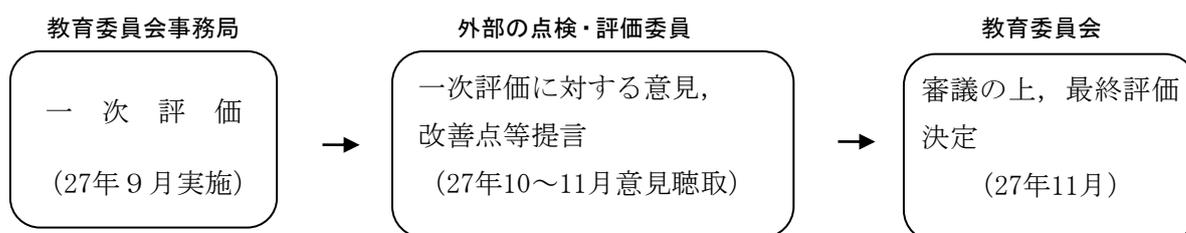
方向性	内 容
a	現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する。
b	現状の取組の方向性は良いが、事業手法の改善等を行う必要がある。
c	事業の抜本的な見直しが必要である。

別表③ 「点検・評価対象事務の全体評価」

内 容
対象事務の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い。
対象事務の各事業は、ほぼ成果を上げているが、少し見直しが必要である。
対象事務の各事業の進捗が遅れが見られ、効果の低い事業を見直す必要がある。
対象事務の各事業の進捗が大幅に遅れており、抜本的に見直す必要がある。

(2) 具体的な点検・評価の手順

点検・評価の手順は、まず教育委員会の事務局において、個別の事務事業について一次評価を行いました。この一次評価を基に、外部の点検・評価委員2名からの意見や提言を踏まえ、教育委員会が最終評価を決定しました。



(3) 点検・評価委員

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定により、下記の2名の方に事務の点検・評価委員をお願いしました。

いただいた意見等は33ページ以降に掲載しています。

氏 名	役 職 等
東 好 男	学校法人高知学園 学園本部 本部長
岡 谷 英 明	高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門 教授

対象事務 1

保幼小連携教育の推進

本市では、「保・幼・小の連携をより一層推進する」とこと、「幼児期の教育の充実」を重視している。教育委員会が示した「高知市教育振興ビジョン」にも「保・幼・小連携プログラム」の充実を、本市の喫緊の課題である学力向上と不登校対応の基盤を成すものとして位置付けている。

「学力向上対策」については、平成20年度から24年度までの間、教育委員会事務の点検・評価の項目として取り上げ、25年度には学力向上対策の重点的な取組として、「高知チャレンジ塾における学習支援の充実」と、「就学前教育の推進」の2項目に絞って点検・評価を行った。

本年度は、これまで点検・評価において「学力向上対策」事業の一つとしていた「幼児期の教育と学校教育の連携」を重点的な取組として特化し、「保幼小連携教育の推進」として2つの事業を中心に検証する。

教育委員会が管轄する園は1園だけであり、1つの小学校に20もの園から入学してくる児童がいる小学校もあるという状況の中で、園と小学校との連携を推進するには何らかの手立てが必要である。連携の大切さは分かっているが、『何か』がないとなかなか動き出せず、その『何か』が、保・幼・小の「人をつなぐ」「組織をつなぐ」「教育をつなぐ」3つの方策であると考えられる。

これら3つの方策を通して、子どもたちが安心して小学校に入学できることを、幼児期の教育と小学校教育に携わる教職員の相互理解が深まることを、そして、子どもたちが幼児期の学びと育ちを基礎として自らの力を発揮しながらのびのびと成長していくことをめざした取組を進めているところである。



(「なぜ、保・幼・小連携？」保・幼・小連携実践事例リーフレットから)

1 計 画

(1) 目標

人・組織・教育をつなぐ取組を通して、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続の実現と双方の充実をめざす。

- ① 幼児と児童の交流に関すること。「人をつなぐ」
- ② 保・幼・小の教職員の交流・連携に関すること。「組織をつなぐ」
- ③ 接続期カリキュラム（入学前アプローチカリキュラム・小学校入門期スタートカリキュラム）に関すること。「教育をつなぐ」
- ④ 保護者への働きかけに関すること。「人をつなぐ」

(2) 目標設定の理由

本市においては、教育委員会が所管する公立幼稚園は1園のみで、国立幼稚園1、私立幼稚園20、こども未来部所管の公立保育所27、民営保育所62、認定こども園15（うち8私立幼稚園）、その他の保育施設が多数ある。1つの小学校に20を超える園から入学する子どもたちがいる場合もあり、どこの園から、どこの小学校に入学しても、子どもたちが安心して学校生活をスタートすることができるように、幼児期からの滑らかな接続を意識したカリキュラムが行われるようにすることや、市全体で保・幼・小連携、園同士・小学校同士の連携に取り組むことが求められる。

(3) 対象事務の現状、課題等

平成26年度の小1プロブレム発生率は7%であった。これまで4年間の調査の結果、発生の原因は、「①学校や担任の取組に関すること」、「②児童の状況に関すること」、「③家庭の状況に関すること」、「④保・幼・小連携に関すること」の4つに分類される。発生率が段階的に減少している（23年度19%→24年度12%→25年度10%）とはいえ、条件が重なればどの学校でも起こり得ることだという意識を持ち、予防のための取組を進めていく必要がある。また、小1プロブレムを予防する観点だけではなく、子どもが安心して小学校生活に慣れ、主体的に自己を発揮し、小学校の学び手として育っていくようにするためにも、保・幼・小連携は重要である。

2 実施状況（平成27年度）

■平成27年度保幼小連携教育の推進における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
幼児期の教育と学校教育の連携の強化 （保・幼・小連携推進地区事業）	A	a
幼児期の教育と学校教育の連携の強化 （小1プロブレム対策事業）	A	a

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

3 点検・評価対象事務の全体評価（平成27年度）

評 価	対象事務の各事業は、ほぼ成果を上げているが、少し見直しが必要である。
------------	------------------------------------

保・幼・小連携推進地区事業は平成25年度から、小1プロブレム対策事業は26年度から対象を拡大しつつ継続実施しているものである。保・幼・小連携推進地区では、小学校の全教職員が校区の園を訪問し幼児期の教育について学ぶ研修を行ったり、園児と児童の交流が互恵性のあるものになるよう、交流の様子を録画して学び合う研修を行い、改善につなげたりするなど、子どもを中心として保・幼と小の教職員が学び合い高め合う姿が見られるようになった。小1プロブレム対策事業指定校においても、スタートカリキュラムの必要性が共通理解され、質の向上を図るための話合いが積極的に行われるようになった。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

事業実施校は計画を基に着実に取組を進めている。今後は他の校区にも積極的に働きかけ、保・幼・小の連携と接続を進めていきたい。そのためにはこども未来部保育幼稚園課との協働が求められる。また、中学校も含めた保・幼・小・中連携に展開していくことも、子どもの学びと育ちを15年間でつないでいくためには重要である。

(2) 改善策の検討

推進校区の取組に対する支援や連絡協議会における取組の検証、実践事例パンフレット、スタートカリキュラム事例集改訂版等の作成と連携研修会における発信を行う。

また、事業の成果を積極的に発信することで、事業の継続と拡大に努める。

スタートカリキュラムについては、実践を基に毎年改善することが必要であるため、連絡協議会で検討した内容を基に「アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム事例集改訂版2」を新年度の全ての小1担任に配付し、研修を行うことで質の向上を図る。

「幼児期の教育と学校教育の連携の強化」全般については、高知市幼児教育推進協議会（保・幼・小・中の代表が一堂に会して幼児期の教育の推進と保・幼・小連携について協議する会議）において、各事業の進捗状況を報告し、取組の検証を行っている。これらの事業以外にも、全小学校と園を対象とした保・幼・小連携研修会の開催、年長児保護者用リーフレットの作成、保・幼・小実践事例パンフレットの作成、「アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム事例集改訂版2」の作成・配付等を行い、保・幼・小の「人をつなぐ」・「組織をつなぐ」・「教育をつなぐ」を全市に広げていくようにする。

(3) 点検・評価委員の意見・提言への対応

○ 保・幼・小連携教育の推進全般について

評価委員からは、「保幼小連携教育の推進に関する2事業は達成すべきレベルを着実にクリアしている」という評価とともに、小1プロブレム発生率の段階的減少と学力の二極化の解消などが、学力向上にもつながる成果となっている点を評価していただいた。

○ 保・幼・小連携推進地区事業

評価委員からは、本事業に関して、「事業スタートから計画的な取組が進められており、本年度の推進校12校の『連携プログラム』の実施率は100%で、順調なスタートがきられている」との評価をいただいた。

以下、いただいた8つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 各推進地区における取組の内容や質について、検証する際のポイントを示す
提言② 事務局が指導・助言を行い、推進地区の主体的・自立的な取組が進むようサポートする

【提言①②に対応する取組】

保・幼・小連携の取組を改善していくためのポイントとしては、園児と児童の交流では双方がねらいをもって「互惠性のある交流」とすることを、スタートカリキュラムでは「子どもの気付き・自己決定・子ども同士の関わり」の3点を設定してリーフレットにまとめ、各校区への助言の際にも意識して発信するようにしている。

各校区でさらに主体的・自立的に取組が進むようにするためには、連携を段階的に進めていくためのステップが明らかになっていることが重要であると考えているので、次ページに示した「保・幼・小連携推進状況チェックシート」を活用した働きかけも続けたい。



(保・幼・小連携実践事例リーフレット)

保・幼・小連携⇒あなたの校区の現在地は？

[] 校区 保・幼・小連携推進状況チェックシート
(チェックした日 ① 年 月 日・② 年 月 日・③ 年 月 日)

小学校学習指導要領・保育所保育指針・幼稚園教育要領において、保・幼・小の連携や交流など、学びと育ちをつなぐ取組の必要性が挙げられています。各学校や各園で実施している保・幼・小連携をより効果的な取組にしていくため、あなたの学校の現在の状況をチェックしてみてください。

連携のPDCA確立

方策	人をつなぐ	組織をつなぐ	教育をつなぐ
1	園児と児童の交流 年長児保護者への働きかけ	教職員の連携 就学児への支援	年長後期に実施するアプローチカリキュラム 小学校入学当初のスタートカリキュラム
2			
3			

Step0 Step1 Step2 Step3 Step4

チェックしてみえてきた課題をもとに各校区の連携を改善する際には、裏面の資料をご活用ください。

(保・幼・小連携推進状況チェックシート)

提言③ 本事業は1年生担任のみが行うのではなく、全校の取組という共通認識を醸成する

【提言③に対応する取組】

「教育をつなぐ」取組は、教育委員会が3つの方策の中で最も力を入れているものである。特に、小学校入門期のスタートカリキュラムの実施による、子どもの安心・成長・自立をめざした取組は、学校全体で改善しながら実践していくことが重要である。今後も、校長会等において積極的に発信する。

提言④ 推進地区の取組を相互に比較検証し、優良事例に学ぶ機会を保証する

【提言④に対応する取組】

推進校区の取組を相互に比較検証したり、優良事例に学んだりする機会として、保・幼・小・中の教職員が一堂に会する研修会(平成27年度は平成28年3月4日実施予定)を実施している。また、推進校区からの実践発表の場を設けたり、実践パンフレットを作成・配布したりすることで、例えば、夏季休業中に小学校の教職員が近隣の園を訪問して幼児教育理解を深める実践を、新たに実施する校区も拡大しており、優れた事例が広がっている。



(保・幼・小連携推進地区連絡協議会)

本年度、新たに始めた連絡協議会も、推進地区が互いに学び合う良い機会となった。11月6日に行ったもので、写真にあるように、指定3年目となる8推進地区が3年間の取組による成果と課題や、連携のための効果的な手立てを発表し情報共有するとともに、新たに指定を受けた4推進地区に対しての助言を行ったことが好評であった。早速、3学期の取組に生かすために、園児と児童の交流の見直しを行う校区もある。

提言⑤ 連携推進地区内の全ての保育所、幼稚園がもれなく本事業に参加するための手立てをする

提言⑥ 今後、全校区での実施・展開のために目標指標の設定を行う

【提言⑤⑥に対応する取組】

推進地区の全ての園と小学校との連携推進と、全市的な事業展開については、こども未来部保育幼稚園課との連携を深めながら、今後の5か年計画を作成して取り組んでいきたい。

提言⑦ スタートカリキュラムをさらに充実するために、優れた実践を、毎年1年生の担任になる教員や小1サポーターと共有する機会を作る

【提言⑦に対応する取組】

事務局としても、新年度の小1担任が決まってから、スタートカリキュラムについての研修ができれば効果的であると考え。しかし、3月末から入学式までの期間に、入学に向けての業務で多忙を極める小1担任を対象とした研修を位置付けることは困難であると判断し、事務局が学校を訪問し、短時間でもスタートカリキュラムの意義と方法等について説明を行い、改善につなげるようにしている。

提言⑧ 幼児教育に関わる全ての機関が一堂に会するような機会を設定するなどして、アプローチカリキュラムの重要性を伝達する

【提言⑧に対応する取組】

ご指摘のように、アプローチカリキュラムの普及は今後の大きな課題である。前述した保・幼・小連携研修会において、その必要性を発信するとともに、今後、教育委員会学校教育課就学前教育班と保育幼稚園課担当が、高知市立保育所のブロック研修会において、園におけるアプローチカリキュラム作成の支援を行うようにする。

○ 小1プロブレム対策事業

評価委員からは、本事業に関して、事業実施校の拡大と配置期間の延長など、取組の強化が図られている点とともに、スタートカリキュラムの授業の在り方を共有し、取組の検証も行うなど、PDCAをしっかりと回している点を評価していただいた。

以下、いただいた3つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 小1プロブレムの発生の実態や背景，合わせて対策や手立てを分析し，指導に役立てる

【提言①に対応する取組】

小1プロブレム対策として効果のあった取組については，毎年調査を行っている。その結果は次のように入学前と入学後の取組にまとめられる。各校で参考にできるように，効果のあった事例を蓄積していきながら，校長会等において，その詳細を発信し情報共有するようにしている。

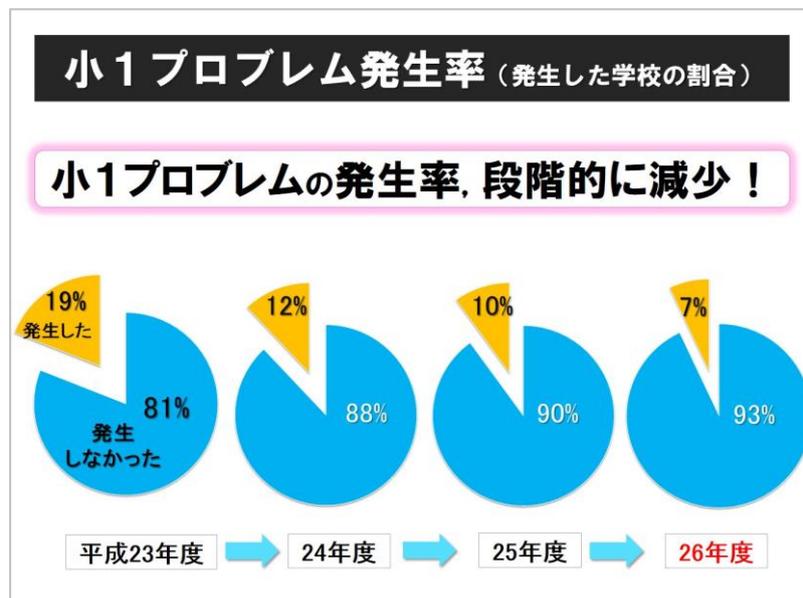


(小1プロブレム対策として効果のあった取組)

提言② 大変ニーズが高い事業であるので，要望があった小学校には全て配置できるような働きかけを行う

【提言②に対応する取組】

要望があった学校については，事業の実施ができるように，これまでの成果を発信しつつ，財政当局に要請をしていきたいと考える。各校の取組により，小1プロブレムが段階的に減少していることは大きな成果であると捉えている。幼児期の教育と小学校教育の接続に関しても，スタートカリキュラムを実施することを通して，「小1がゼロからのスタートじゃない」という考え方や，「幼児期の学びと育ちを土台として，スタートカリキュラムで小学校の学びにつなげていく」という意識も広がっている。



(小1プロブレム発生率の推移・4年間)



提言③ 本事業を高知市が行うのではなく、小学校の保護者、地域の人材などと連携して持続可能なものにしていく

【提言③に対応する取組】

仙台市などでは、学校支援地域本部の事業を活用して小1サポーターを配置している。ご提案いただいたことを基に、本市の事業でも持続可能なプランとするための方策を検討していきたい。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 保幼小連携教育の推進】

事業名	幼児期の教育と学校教育の連携の強化 (保・幼・小連携推進地区事業)		担当課	学校教育課
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続と双方の充実をめざし、各小学校区における保育所・幼稚園等と小学校の教職員が、子どもの学びと育ちの連続性に視点をあてた連携を推進することを目的とする。			
	【事業の概要】 平成24年度に策定した「のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム」では、「人をつなぐ」・「組織をつなぐ」・「教育をつなぐ」3つの方策を提案している。本事業は、このプログラムが全市的に行われるようになるための手立ての一つである。 12小学校区(8小学校区から拡大)の実態や課題に即した下記のような連携の取組を推進し、その先進事例を研修会やリーフレットを通して高知市全体に広げていく。 (1) 幼児と児童の交流に関すること。「人をつなぐ」 (2) 保・幼・小の教職員の交流・連携に関すること。「組織をつなぐ」 (3) 接続期カリキュラム(入学前アプローチカリキュラム・小学校入門期スタートカリキュラム)に関すること。「教育をつなぐ」 (4) 保護者への働きかけに関すること。「人をつなぐ」			
	【達成すべきレベル】 12小学校区の連携プログラム実施率を100%とする。推進地区の連携に関する教職員意識調査(平成28年3月実施)において、肯定群9割以上とする。高知市立小学校のスタートカリキュラム実施率を100%とする。			
2 成果	小学校(江ノ口小・五台山小・高須小・大津小・朝倉第二小・鏡小・春野東小・春野西小・江陽小・横浜小・一宮小・潮江南小)が中心となって、校区にある保育所(市立・民営)・幼稚園(市立・私立)・認定こども園等と協働し、上記(1)~(4)からテーマを決めて取組を進めることができた。9月11日時点で、10小学校区が、校区の課題や子どもたちの実態に即した講師を招聘し、保・幼・小合同研修会を開催した。 4月以降、事業の趣旨説明、1年学級担任との協議、各校区の保・幼・小連絡会での助言、公開授業・園内研修への参加と助言、交流活動の提案と支援、各校区の保・幼・小合同研修会の支援、実践事例についての協議等のために、68回の指定校区訪問を行ってきた。その結果、12小学校区の連携プログラム実施率は100%となっている。 効果的な取組については、校長会・園長会等で積極的に発信することで、推進地区の取組の質が高まることはもとより、それ以外の学校においても取り入れるようになり、全的に保・幼・小連携が進んできている。			
3 課題等	推進地区の「人をつなぐ」・「組織をつなぐ」取組はかなり充実してきた。「教育をつなぐ」取組も進んではいるが、小1担任は毎年代わるため、スタートカリキュラムの理解と質の向上に関する働きかけは継続して行う必要がある。「子どもの気付き」、「自己決定」、「関わり」をキーワードに、スタートカリキュラムの普及に努めたい。			
4 改善策の検討	推進校区の取組に対する支援や連絡協議会における取組の検証、実践事例パンフレット、スタートカリキュラム事例集改訂版等の作成と連携研修会における発信を行う。			
	10月~11月	12 推進校と園を順次訪問・取組の進捗状況確認・支援、連絡協議会		
	12月	年長児保護者に対するリーフレット等作成について指定校と協議		
	1月	一日入学の内容検討・取組を視察、保・幼・小連携研修会の開催(全的に発信)		
	2月	12 推進校区にある園のアプローチカリキュラムの実践を視察・助言		
	3月	実践事例パンフレット、スタートカリキュラム事例集改訂版2を作成・発信		
5 評価	達成度	方向性	評価内容	高知市立小学校におけるスタートカリキュラムの実施率は平成24年度73%→25年度90%→26年度100%となった。3年目を迎えた保・幼・小連携推進推校(8小学校)の標準学力調査結果(平成27年4月実施小2・小3の国・算)は、全ての項目において全国平均を上回った。
	A	a		
(参考)本事業の評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果を上げている。		達成水準に対して120%以上の成果を上げた。
	A	目標を上回る成果を上げている。		達成水準に対して110%以上の成果を上げた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が上がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり(90%以上から110%未満)の成果を上げた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。	

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 保幼小連携教育の推進】

事業名	幼児期の教育と学校教育の連携の強化 (小1プロブレム対策事業)		担当課	学校教育課
1 事業の目的・概要等	<p>【事業の目的】 児童を取り巻く環境の変化に伴う体験の不足、保育所・幼稚園等と小学校との学びの質の違いなどの理由で、小学校に入学した児童がうまく学校生活に適応できないという問題（小1プロブレム）が指摘されている。こうした、小学校への適応状況や小1の学力状況は、その後の学力に大きな影響を及ぼすものである。 そこで、本事業では、小1サポーターの配置やスタートカリキュラムの実施により、小学校入学当初に子どもが感じる段差を滑らかにし、小学校生活への適応を促進することで、小1プロブレムの発生を防ぐとともに、学力の基盤を確かなものにすることをめざしている。</p> <p>【事業の概要】 (1) 新入学児が安心して集団生活を営み、落ち着いて学習に取り組める環境をつくるために、事業実施校（19校）の第1学年のクラスに小1サポーターを4月から9月の期間に配置する。 (2) 事業実施校の第1学年担任は、幼児期からの学びと育ちを基礎として子どもたちが安心して小学校の生活に慣れ、主体的な学び手として育っていくことをめざして作成した「スタートカリキュラム事例集改訂版」を基に、スタートカリキュラムを実施する。 (3) 小1プロブレム対策事業連絡協議会を開催し、スタートカリキュラムに関する情報共有と取組の検証を行う。</p> <p>【達成すべきレベル】 (1) 事業実施校における小1プロブレム発生率をゼロにする。（平成28年4月に調査） (2) 事業実施校において平成28年4月に2年生で実施する標準学力調査結果の評定1（努力を要する）の割合を2割以下にする。</p>			
2 成果	<p>(1) 小1サポーターの活用 19校に配置した小1サポーターは、教員OB、保護者、地域の方、大学生など計48名であった。「配置による成果あり」という回答は100%であり、特に、「児童の安心・安全の確保」、「個別の支援が必要な児童への対応」、「授業内容の充実」という点で成果が大きかった。</p> <p>(2) スタートカリキュラムの実施 19校におけるスタートカリキュラムの実施率は100%。今のところ小1プロブレム等の不適応状況も見られない。8月25日に実施した連絡協議会においては、幼児期の教育と小学校教育の接続の視点を重視したスタートカリキュラムの成果が全ての学校から報告されており、各校への学校訪問における授業参観でも、「学校生活への適応」、「学習意欲」、「人間関係の広がり」などの点で成果がみられた。</p>			
3 課題等	<p>本年度、事業実施校を13校から19校に拡大し、小1サポーターの配置期間も延長したが、要望があった全ての学校を指定することはできていない。 また、スタートカリキュラムの実施率は高まっているが、その質の向上については引き続き取り組む必要がある。</p>			
4 改善策の検討	<p>改善策として、4月に次いで小1プロブレムが発生しやすい2学期当初まで配置期間を延長できたことで、さらに子どもの安心感が高まり落ち着いて学習に向かっている。こうした本事業の成果を発信することで、事業の継続と拡大に努める。 スタートカリキュラムについては、実践を基に毎年改善することが必要であるため、連絡協議会で検討した内容を基に「スタートカリキュラム事例集改訂版2」を新年度の全ての小1担任に配付し、研修を行うことで質の向上を図る。</p>			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	高知市立小学校における小1プロブレム発生率は調査を開始した平成23年度19%→24年度12%→25年度10%と段階的に減少し26年度には7%となった。落ち着いたスタートが切れることは学力向上にもつながっている。
(参考) 本事業の評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果を上げている。		達成水準に対して120%以上の成果を上げた。
	A	目標を上回る成果を上げている。		達成水準に対して110%以上の成果を上げた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が上がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果を上げた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。

不登校対策の推進

児童生徒が、安心・安全に成長できる居場所づくりのために、予防的、組織的な取組の充実を図っていく。子どもたちが抱える問題を、子どもたちを取り巻く環境を調整することで問題の改善をめざすスクールソーシャルワーカー活用事業、学校での相談活動の充実により、不登校やいじめ等の未然防止を図る学校カウンセラーの活用事業、「遊び・非行」型の子どもたちの居場所づくりと学校復帰、進路保障のための支援を行う児童生徒等自立支援教室などの取組を行っていく。

1 計 画

(1) 目標

子どもたち一人ひとりに居場所があり、安心して仲間とともに成長できる学校づくりを基本に、予防的な取組と支援的な取組の充実を図り、長期欠席及び不登校の出現率において全国平均をめざす。

(2) 目標設定の理由

本市における長期欠席及び不登校の出現率は、全国比でも厳しい状況が続いており、要因の一つである、子ども達を取り巻く厳しい環境の改善が必要であることから設定した。

平成 26 年度不登校児童生徒数・不登校児童生徒出現率

	高知県		高知市		全 国	
	人数	出現率	人数	出現率	人数	出現率
小	180	0.49	77	0.46	24,175	0.36
中	622	3.13	262	4.19	95,442	2.69
計	802	1.42	339	1.48	119,617	1.17

(単位：人，%)

(3) 対象事務の現状、課題等

不登校児童生徒は、学校や家庭に居場所がないケースが少なくない。自分自身を見つめ直したり、将来の志を持たせることのできる居場所をつくる必要がある。また、児童生徒の生活背景を整えるために、保護者への支援体制の整備が必要であり、関係機関のあらゆる連携体制の充実を図る必要がある。

2 実施状況（平成27年度）

■平成27年度不登校対策の推進における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
社会的資質や行動力を高める支援の充実 (児童生徒等自立支援教室運営事業)	B	a
教育相談体制の充実 (学校カウンセラー推進事業)	B	a
家庭への支援の充実 (スクールソーシャルワーカー活用事業)	B	a

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

3 点検・評価対象事務の全体評価（平成27年度）

評 価	対象事務の各事業は、ほぼ成果を上げているが、少し見直しが必要である。
------------	------------------------------------

不登校対策に係る事業の方向性は間違っていないが、多様化する児童生徒の現状や生活背景など、様々なニーズに対応し得る取組が課題である。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

- ・ 児童生徒の家庭背景に課題があるケースがあり、保護者への支援手法を研鑽していく必要がある（不登校・非行系含む）。
- ・ 自立支援教室は、安定通所につながらない児童生徒への手立てとして、支援方法やゴールイメージを学校と共有する必要がある。
- ・ 学校カウンセラーの資質向上のために、日常のスーパーバイザー制度の導入について検討が必要である。

(2) 改善策の検討

- ・ 保護者への相談・支援体制の強化のための他県の取組を調査
- ・ 学校カウンセラー研修会の中で、事例研究やカウンセラー同士の情報交換を持つ時間を増やすことによるスキルアップ
- ・ 学校や保護者の要望を把握し、適切に情報の共有を図っていくための各所課との連携
- ・ ケース会議等を通じた効果的な支援体制の構築のための学校・関係機関・スクールソーシャルワーカーとの役割分担
- ・ スクールソーシャルワーカーの専門性の向上を図るために、社会福祉や心理面などの専門知識、支援に必要な技能等の習得を狙う資質向上研修

(3) 点検・評価委員の意見・提言への対応

○ 児童生徒等自立支援教室運営事業

評価委員からは、ケアリングや個別のカリキュラムによる学習支援など、指導

員が粘り強く対象児童生徒と向き合い、信頼関係を構築していく児童生徒等自立支援教室の取組に「敬意を払う」と言っていたくとともに、平成26年度の学校復帰及び進学割合が92.3%であり、達成すべきレベルにあると評価していただいた。

以下、いただいた4つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 「卒業生」を見守るフォロー体制の構築

【提言①に対応する取組】

学校復帰や進学、就職した児童生徒や保護者に対して、補導センター職員が情報を共有し、街頭補導での声掛けを充実させ、現在の状況やニーズを把握し、不安や悩みの解消を図るばかりでなく、学校との連携をさらに強化し、児童生徒や保護者を引き続き支援していく体制を構築していきたい。



(自立支援教室の様子)

提言② 児童生徒の課題発生の未然防止、指導方法等の研究

【提言②に対応する取組】

児童生徒や保護者、学校との面談をさらに充実させ、よりきめ細かな聞き取り等を実施していくことにより課題の把握や分析を進め、またその成果を積み上げていくことにより課題の未然防止法や効果的な指導方法の在り方を探求していきたい。

提言③ 担当者をサポートする関係機関等との連携の場の設定

【提言③に対応する取組】

児童生徒や保護者と向き合う指導員や補導センター担当者を必要に応じて支援し、アドバイスをいただけるように専門家や関係機関との連携を充実させ、指導員や補導センター担当者の各種研修会への参加や情報交換の場を設定していきたい。

提言④ 地域と連携し機動的な対応ができる体制づくり

【提言④に対応する取組】

児童生徒の家庭訪問や情報に応じて臨機応変に周辺地域の巡回等を実施できるように補導センター職員による専従チームを編成するとともに、地域の地区補導委員等との情報共有等の連携をさらに強化し、学校ばかりでなく地域を含めて児童生徒や保護者を支援し、見守ることができるような体制の在り方を探求していきたい。

○ 学校カウンセラー推進事業

評価委員からは、児童生徒の非行や不登校に対して、その背景を、単に個人の心の問題とする傾向からさらに広く社会的構造との関係で捉えるような視点でアプローチしていること、また、学校カウンセラー推進事業では、臨床心理士の数が全国的に見ても少ない地域にも関わらず、市内の50校に学校カウンセラーを配置し、4,000件を超える相談を行っていることについて、高知市の施策を大変、的を得た施策であると高い評価をいただいた。

以下、いただいた4つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① カウンセラー配置の一層の充実強化（有資格者等の人材確保や、予算の確保）

【提言①に対応する取組】

学校現場において、限られた条件の中で、できる限り効果的に活用するための配置の工夫を行っている。しかし、発達障害に係る問題や、多様化・複雑化する教育課題への対応において、カウンセラーの果たす役割は、益々重要性が高まっていると認識している。高知市としては、各学校からの要望書を基に、学校現場の現状を県教委に伝え、スクールカウンセラーの全校配置を要望している。学校カウンセラーについては、小学校において、少なくとも一回の訪問時間として3時間（現行では2時間の学校がある）を確保できるように改善を図りたいと考えている。今後も、小中連携の観点も踏まえ、できる限り現場のニーズに近づけるよう検討していく。

提言② 不登校を内容とする相談の割合を高めることを目標数値とすることに対する懸念

【提言②に対応する取組】

相談件数のうち、課題の改善、解決につながった割合等も、カウンセラーの活動を評価するための大切な視点であるが、現在の相談体制が、不登校対策に対して実効性のあるものとなっているのかを、相談件数の割合から検証する必要があると考える。児童生徒にとって、カウンセラーの存在が身近なものになるよう、カウンセラーが校内を巡回しながら児童生徒に声掛けするなど、開発的生徒指導の観点を盛り込んでいくことにより、相談機会を拡大し、不登校の出現率抑制につなげたい。

提言③ カウンセラー研修やサポート体制の充実

【提言③に対応する取組】

学校カウンセラー研修会を、年3回行っている。研修では臨床心理士による、スーパービジョン面接（実際に受けた相談に対する、自身の支援内容を公にし、臨床心理士からアドバイスを受けるもの）や、面接者との具体的な対峙の仕方についての演習等を行い、カウンセラーのスキルアップを図っている。今後は、学校カウンセラースーパーバイザーの設置など、年間を通して必要に応じてカウンセラー自身を支援できる体制づくりを進めていきたいと考えている。

提言④ 児童生徒をカウンセラーにつなげる仕組みの工夫

【提言④に対応する取組】

提言②に対する取組の項にもあるように、カウンセラーが単に受身にならないような体制づくりを推進していく。また、生徒指導スーパーバイザーとの情報共有や、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員との交流の機会を設けるなど、児童生徒個々の現状や状況の変化をより早く発見し、カウンセリングにつなげられるように学校にも協力を要請していきたい。

○ スクールソーシャルワーカー活用事業

評価委員からは、児童生徒の不登校の背景には、様々な環境との相互作用から生じているという視点からのアプローチが重要であり、スクールソーシャルワーカーが問題解決に有効に機能しており、大変、的を得た施策であると評価していただいた。

以下、いただいた3つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 問題解決のために学校がスクールソーシャルワーカーとともに組織としてサポートしていく体制づくり

【提言①に対応する取組】

不登校の出現率が高い本市の中学校においては、学校ごとに定期的に不登校支援委員会を開催しており、その会にスクールソーシャルワーカーや教育研究所主事等も参加している。それぞれが持っている情報を共有し、支援の方向性や具体的な支援内容を確認し、連携した支援を行っているところである。支援の主体は学校であるので、休み始めの初期対応や学校復帰に向けた支援計画の作成、家庭環境を改善するための保護者へのアプローチなどを行っていく中で、学校とスクールソーシャルワーカーが具体的な相互連携をより図っていくことができるように働きかけていきたい。

提言② 福祉や専門機関、地域社会の役割が大きい場合に首長部局がリードし対応していく仕組み

【提言②に対応する取組】

高知市要保護児童対策地域協議会に登録されている児童生徒については、高知市子ども家庭支援センターが情報を集約するシステムになっている。しかしながら、本市には家庭環境が厳しく公的な福祉や医療などの支援が必要なケースも非常に多い。首長部局（健康福祉部やこども未来部等）の関係課が主体的に現状把握をすることで、必要な支援が必要な時に迅速に行われると考える。ご提言をいただいたように首長部局がリードし対応していく仕組みをつくっていきたい。

提言③ 専門的な人材を確保するための雇用形態や専門性を高めるための研修などの工夫

【提言③に対応する取組】

スクールソーシャルワーカーの有効性が認知されるほどニーズが高まり、雇用人数を拡大することができたが、専門性をもって支援を行うことができる人材を確保することは、社会福祉士や精神保健福祉士の資格をもつ方が少ない本県においては非常に厳しいものがある。人材確保については、人材育成の面から県にも働きかけ、育成の場を確保していくことも必要と考える。

本市ではスクールソーシャルワーカーは非常勤職員として委嘱をし、年間の活動時間を個々に設定している。勤務形態は、学校からの要請を受け、必要に応じて派遣をする派遣型の形をとっており、1週間当たりの活動時間の中で、スクールソーシャルワーカー自身がスケジュール調整を行い、必要に応じて勤務し支援を行っているので、他市町村や県立学校のスクールソーシャルワーカーや他の職との兼務も可能となることから、専門性を持った方の雇用につなげている。

専門性を高めるための研修については、毎週月曜日に行っている連絡協議会において、県のスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーを招聘しての研修や、個々のスクールソーシャルワーカーが持っている専門知識の共有、関係機関の職員を招いての支援内容の理解などを図り、専門性を高めるように努めているところである。また、県の関係機関が行う支援者対象の研修にスキルアップのためにスクールソーシャルワーカーが自主参加をすることもあるが、時間確保が難しい状況にあり、県とも連携を図りながらスキルアップに努めていきたい。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 不登校対策の推進】

事業名	社会的資質や行動力を高める支援の充実 (児童生徒等自立支援教室運営事業)		担当課	少年補導センター
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 街頭補導時に会う「遊び・非行」型の不登校児童生徒や中学校卒業後未就労の未成年者（卒業生）に対して、自分自身を見つめ直したり、将来の展望を持たせることのできる居場所を作り、学校復帰や高校進学・就職についての相談や学習支援を行う。			
	【事業の概要】 ・街頭補導時に、自立支援教室（居場所）につなぐ声掛けを行う。 ・自分自身についての振り返りや将来への展望をもたせる相談活動（ケアリング）を行う。 ・一人ひとりに応じた個人カリキュラムを作成し学習支援を行う。			
	【達成すべきレベル】 昨年度は、13名通所（うち卒業生2名）し、12名が学校復帰や進学・就職をしている。平成26年度の通所生年度内学校復帰、進学割合は92.3%であり、今までの状況を踏まえ、平成27年度は児童生徒の年度内学校復帰、進学・就職した割合を95%とする。（通所生年度内学校復帰、進学割合 H22:63%, H23:85%, H24:81%, H25:84.6%）			
2 成果	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教室に通う児童生徒は現在10名在籍している。その内2名は街頭補導の声掛けが契機となっている。また卒業生は2名である。 ・ケアリングを繰り返すことより、指導員やセンター職員と良好な人間関係を築くことができ、将来への志を持ち学習意欲を高めることができた。 ・学校（生徒指導、担任、管理職等）とのケース会を定期的に行き、情報交換を行うことにより、通所生への進学・就労支援につなげている。 ・保護者との連絡を密にし、不安や悩みを解消できるよう相談体制を整えている。 ・指導者とのミーティングを定期的に行き、生徒の学習状況に応じた教材の提示や、内面の関わり方を確認している。 			
3 課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・親子関係の改善をめざして、保護者への支援を充実していくことが必要である。 ・児童生徒と学校・関係機関をつなげる支援を充実していくことが必要である。 ・街頭補導時における自立支援教室通所への声掛けを継続していくことが必要である。 			
4 改善策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談支援体制をさらに強化する。 ・学校と定期的に行き、学校復帰、進学に向けて連携をさらに強化する。 ・街頭補導時に自立支援教室へつなぐことができるように関わりを持つ。（教室紹介カードの作成、配布） 			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	一人ひとりの学習状況と心理的背景を把握し、現在の取組を継続する。
	B	a		
(参考) 本事業の評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果を上げている。		達成水準に対して120%以上の成果を上げた。
	A	目標を上回る成果を上げている。		達成水準に対して110%以上の成果を上げた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が上がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果を上げた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。	

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 不登校対策の推進 】

事業名	教育相談体制の充実 (学校カウンセラー推進事業)		担当課	人権・こども支援課
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 高知市立学校に教育相談に関して専門的な知識・経験を有するカウンセラー15名を派遣し、カウンセラーの活用、効果等に関する実践的な研究を行う事により、児童生徒の不登校や問題行動等の解決に努める。			
	【事業の概要】 児童生徒へのカウンセリングや、カウンセリングを行う教職員及び保護者に対して助言・援助を行うとともに、カウンセリングに関する情報収集・提供等を通じて、学校全体の教育相談活動の充実を図る。 また、第三者的な立場で児童生徒、保護者に接し、解決に向け学校への橋渡しをすることにより、不登校や問題行動等の未然防止、早期対応・早期解決を図る取組を進める。			
	【達成すべきレベル】 心配される児童生徒等へのアプローチの機会を増やし、不登校に関わる相談件数の割合を増加(全体の15%)させ(H27.7月末現在8%)、不登校の解消及び出現率の減少につなげる。			
2 成果	平成27年度は、38小学校、10中学校、1特別支援学校、1高校の計50校にカウンセラーを配置している。7月末の段階で4,601件の相談件数があり、児童生徒からの相談は2,249件(約49%)あり、人間関係や学習の関しての相談、また不登校についての相談が多く寄せられている。教員からは1,838件(約40%)の相談があり、学級集団や発達障害についての相談が多く寄せられた。また、保護者からの相談も290件あり、その約20%の相談が、不登校に関しての相談であった。 学校からは、「子どもの心のケアや居場所作り、専門機関への橋渡し、あるいは学校と保護者の橋渡しをしてくれた」等の成果が報告されている。			
3 課題等	研修会等を通じ、カウンセラーの全体的な専門性の底上げを図ってきたが、学校カウンセラーに対して、学校や保護者の要望が多様化してきている現状も踏まえ、今後も継続して、カウンセラーとしての専門性向上に向けた取組を進めていく必要がある。 また、スクールソーシャルワーカー等との連携を図り、児童生徒の支援の方向性について共有していく必要がある。			
4 改善策の検討	カウンセラー研修会の中で、事例研究や、カウンセラー同士の情報交換を持つ時間を増やすことにより、直接的にカウンセラーのスキルアップにつなげる。 学校や保護者の要望を把握し、適切に情報の共有を図っていくため、各所課との連携を今以上に密にしていく。			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	各学校の不登校対策や、生徒指導上の課題を把握する中で、より充実したカウンセリング活動となるように取組を継続する。
	B	a		
(参考) 本事業の評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果を上げている。		達成水準に対して120%以上の成果を上げた。
	A	目標を上回る成果を上げている。		達成水準に対して110%以上の成果を上げた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が上がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり(90%以上から110%未満)の成果を上げた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 不登校対策の推進 】

事業名	家庭への支援の充実 (スクールソーシャルワーカー活用事業)		担当課	教育研究所
1 事業の目的・概要等	<p>【事業の目的】 児童生徒の不登校の状況や背景には、児童生徒本人の課題だけではなく、背景にある生活上の課題・経済的困窮・虐待・発達障害・精神疾患・地域からの孤立など、児童生徒が置かれた環境との相互作用で起こっている事例が増えている。そうした事例に対して、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）がソーシャルワークの専門性と福祉の知識を駆使して介入し、子どもたちの困っている状況を解決・改善していくことをめざす。</p> <p>【事業の概要】 ・SSW16名を教育研究所に配置する。 ・1人が1中学校区を担当し、学校からの要請に応じて派遣を行う。行川・鏡・土佐山中学校区、高知特別支援学校、高知商業高等学校についても、要請があれば派遣を行う。 ・SSWは、子ども・家庭への直接支援、経済的困窮家庭への生活相談、虐待ケースについて関係機関との連携、発達の課題について専門機関との連携、医療・福祉へのつなぎ、学校内・外の支援ネットワークの構築、校内体制への支援（支援委員会や個別の支援会への参加、校内研修での講師）などを行う。</p> <p>【達成すべきレベル】 ・継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況において、「問題が解決」した件数の割合を10%（前年度8.2%）に、「支援中であるが好転」した件数の割合を40%（前年度37.6%）にする。</p>			
2 成果	<ul style="list-style-type: none"> ・7月末現在で「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」において、「問題が解決」した件数の割合が2.7%、「支援中であるが好転」した件数の割合が13.9%となっており、支援開始から3か月であるが、改善がみられる。 ・配置人数を前年度の8名から16名へと増員できた。 ・7月末現在の支援対象児童生徒数が、小学生197名、中学生172名、高等学校4名、特別支援学校1名となっており、昨年度の実績人数を既に上回っている。 ・1人1中学校区の担当となったことで、学校との連携がより図られるようになった。 			
3 課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境に深刻な問題を抱えている児童生徒への支援を依頼されるケースが増えており、児童生徒への支援以上に保護者への支援が必要な場合も増えているが、支援をつなぐ先がなかったり、サポートする専門機関がなかったりすることも多く、福祉との連携が思うように進まないケースがある。 ・SSWへの期待が年々高まっている中、専門性をもった人材の確保が難しい。 			
4 改善策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携をより一層図り、ケース会議等を通じて、学校・関係機関・SSWで役割分担を行い、効果的な支援を行う体制の充実を図っていく。 ・SSWの専門性の向上を図るために、社会福祉や心理面などの専門知識、支援に必要な技能等の習得を狙う資質向上研修を行う。 ・SSWの人材確保や人材育成について県とも協議をしていく。 			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	方向性は現状のままで良いと考えるが、支援が難しいケースを数多く抱えており、問題が解決・好転するためには学校や関係機関との連携をさらに図っていく必要がある。
	B	a		
(参考) 本事業の評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果を上げている。		達成水準に対して120%以上の成果を上げた。
	A	目標を上回る成果を上げている。		達成水準に対して110%以上の成果を上げた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が上がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり(90%以上から110%未満)の成果を上げた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。

学校給食における地産地消, 食育の推進

学校給食を中心として食育を推進していくために、各学校における教職員の食育への理解を深め、食に関する指導體制づくりや各学年の年間指導計画の作成及び見直しを進め、食に関する指導の内容充実を図ってきた。

さらに食育を推進するため、児童生徒の地場産物への関心を高めるとともに、地域の人材や関係機関とのネットワーク化を進め、第2次高知市食育推進計画にある学校給食の地産地消、地場産品を活用する割合の目標値を達成することをめざしている。

また、中学校給食の実施を視野に入れて、小・中学校における食育の推進に向けて情報発信を行っていく。

1 計 画

(1) 目 標

- ・ 内閣府 第2次食育推進基本計画（平成27年度食材数ベース）30%以上
- ・ 市長マニフェスト（平成26年度重量ベース）65%以上
- ・ 第2次高知市食育推進計画（平成30年度重量ベース）68%以上
- ・ 平成28年度末における食に関する指導の各学年の「年間指導計画」の作成率の目標値として、小学校では100%、中学校では50%とする。

(2) 目標設定の理由

平成17年7月に食育基本法が施行され、平成23年3月には内閣府から「第2次食育推進基本計画」が出され、平成25年3月に一部改定された。その中で食育の推進に当たっての目標値として、学校給食における地場産物の使用割合（平成27年度食材数ベース30%以上）が出されている。

「食に関する指導の全体計画」や各学年の「年間指導計画」を作成し、各教科等や給食の時間の指導を充実させることで、「食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化」といった食に関する指導の目標の達成をめざす。

(3) 対象事務の現状、課題等

平成27年度における「食に関する指導の年間指導計画」の作成率は小学校75.6%、中学校31.6%である。統一献立全体での県内産食材の活用推進に合わせ、校区内生産物の積極的な使用について、モデル地区を指定し、地域食材活用の推進を図っている。本市における平成27年度地域食材活用率は、重量ベース61.0%（6月現在）である。

課題としては、生産者と納入業者の協力的体制づくり等があり、農林水産部や市学校給食会との連携による地産地消の取組を進めていくことが挙げられる。

2 実施状況（平成27年度）

■平成27年度学校給食における地産地消、食育の推進における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
食に関する指導の充実 (小中学校食育・地場産品活用推進事業)	B	a

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

3 点検・評価対象事務の全体評価（平成27年度）

評価	対象事務の各事業は、ほぼ成果を上げているが、少し見直しが必要である。
-----------	------------------------------------

小中学校食育・地場産品活用推進事業においては、食に関する体験学習や食育実践発表会における取組等、地道に継続してきた成果が見られる。今後においては生産者と納入業者の組織化が課題である。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

- ① 食に関する指導の各学年の「年間指導計画」の作成校の拡大
- ② 食に関する体験学習の実施校の拡大
- ③ 小学校及び中学校給食の全校実施を視野に入れた生産者と納入業者の体制づくり

(2) 改善策の検討

①の課題については、年間指導計画の未作成校に対して、参考資料の提供及び栄養教諭等による支援を行う。

②の課題については、食育体験学習実施校の取組紹介を図るとともに予算の拡大に努める。

③の課題については、各種団体等との折衝を行いながら、本市農林水産部との連携を図るとともに、課題解決に向けて取り組んでいく。

(3) 点検・評価委員の意見・提言への対応

評価委員からは、地域食材使用割合をまず重量ベースで拡大し、他方で学校において食に関する各学年の「年間指導計画」を立て、体験学習を拡大するなどして、食育を推進する「食に関する指導の充実（小中学校食育・地場産品活用推進事業）」は大変、合理的な事業であると評価をしていただいた。

以下、いただいた6つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 「年間指導計画」の未作成校に対する支援並びに作成校での評価及び内容充実に対する支援

【提言①に対応する取組】

平成27年度内には未作成校に対して兼務の栄養教諭及び教育委員会職員による具体的な支援を行い、平成28年度の作成目標率の達成をめざす。

また、作成校に対して、実施状況の点検、改善方法の検討などを計画的、具体的に行う組織等を整備するとともに、計画期間中における取組の質の向上を図る必要性について提言をいただいた。今後においては、各学校の食育の取組についての情報共有及び学校に対しての食育推進に向けた研修等について検討していく。さらに、食育の取組に関する情報発信については、課のホームページの充実を進めていく。

提言② 「食に関する体験学習」の実施校の拡大

【提言②に対応する取組】

「食に関する体験学習」については、「小中学校食育・地場産品活用推進事業食育体験学習」の事業を活用せずに、学校独自で「食に関する体験学習」を実施している小中学校がある。

このようなことから、来年度は本事業の未活用校に対し、食育体験学習実施校の取組紹介を図り、本事業の活用を促していきたい。



(食に対する体験学習の様子・神田小)

提言③ 学校の取組の支援及び関係部署との連携

【提言③に対応する取組】

次世代を担う子どもたちが地場産物を知り、地域の食文化を継承していくために、小学校及び中学校給食全校実施も視野に入れ、高知市学校給食地場産品活用推進モデル地区の取組を共有するとともに、本市農林水産部と連携し生産者や納入業者と協議の場を持ち、課題解決に向けて取り組む。

提言④ 給食の食材に関する研究

【提言④に対応する取組】

地域食材の利用拡大を図るため、高知市学校給食地場産品活用推進協議会などの既存組織等を活用し検討する。

提言⑤ 地域食材の活用率の目標指標の検討

【提言⑤に対応する取組】

教育活動の内容や質の向上に結びつく目標を検討する。

提言⑥ 栄養教諭の増配置

【提言⑥に対応する取組】

本市単独での栄養教諭の配置は難しい状況であるため、高知県教育委員会に対して、本市における食育の推進のために、栄養教諭の増配置を要望していく。

今後は、食にとっての安全性と安定性を十分に確保した上で、評価委員からいただいた貴重な提言を真摯に受け止め、本市の子どもたちの健全育成のために、食育の推進を図るものである。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 学校給食における地産地消，食育の推進】

事業名	食に関する指導の充実 (小中学校食育・地場産品活用推進事業)		担当課	教育環境支援課
1 事業の目的・概要等	<p>【事業の目的】 地域で生産された食材を学校給食等で活用することにより，地域のことを知るとともに，食物の生産等に関わる人々への感謝の心を育み，児童生徒の望ましい食習慣の形成に取り組む。</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験学習の実施（食育体験学習実施校） ・食育実践発表会の開催（教育実践の発表・食育推進校の指定） ・地場産物の学校給食への活用促進（地域の人材や関係機関とのネットワーク化） ・地場産物に関する指導資料の作成 ・地場産物活用献立の研究 ・地場産品活用促進協議会（モデル地区会）の実施 <p>【達成すべきレベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食で使用する地場産物を，生きた教材として活用し，また，各教科等の学習と関連させた食に関する指導の各学年の「年間指導計画」の作成率の目標値を達成する。（平成28年度目標値 小学校:100%，中学校:50%） ・食に関する体験学習の実施校の拡大を図る。 ・地域食材の活用率の目標は，平成30年度末68%（重量ベース） 			
2 成果	<ul style="list-style-type: none"> ・「食に関する指導の全体計画」作成率（小・中学校100%） ・食に関する指導の各学年の「年間指導計画」策定率（平成27年度 小学校75.6%，中学校31.6%） ・食に関する体験学習の実施校は，平成26年度実績で小・中学校20校，39回であり，平成27年度予定は小・中学校21校，37回である。 ・平成27年度のモデル地区（初月地区） 初月地区は平成23年度からモデル地区として，関係者と生産者の体制づくり，食材の選定等について取組を継続している。 			
3 課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する指導の各学年の「年間指導計画」の作成校の拡大 ・食に関する体験学習の実施校の拡大 ・小学校及び中学校給食全校実施も視野に入れた生産者と納入業者の体制づくり 			
4 改善策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・年間指導計画の未作成校に対して，参考資料の提供及び栄養教諭等による支援を行う。 ・食育体験学習実施校の取組紹介を図るとともに予算の拡大に努める。 ・各種団体等との折衝を行いながら，本市農林水産部との連携を図るとともに，中学校給食全校実施も視野に入れ，課題解決に向けて取り組んでいく。 			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	「年間指導計画」及び「食に関する体験学習」等の課題解決に向けて，取組の方法を検討していく。
(参考) 本事業の評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果を上げている。		達成水準に対して120%以上の成果を上げた。
	A	目標を上回る成果を上げている。		達成水準に対して110%以上の成果を上げた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が上がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果を上げた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。

対象事務 4

小中一貫校の推進（土佐山学舎）

今年度に土佐山小中一貫教育校「土佐山学舎」が開校し、土佐山「志」メソッドを教育手法の基本とし、また先進的な設備を導入することにより、これまでにない魅力のある教育を推進している。

高知市教育委員会は、「土佐山学舎」を小中一貫教育のモデルとし、今後の高知市立学校における小中一貫教育を推進していきたいと考えている。

また、中山間地域が抱える課題克服を教育で後押しすることも含めた地域活性化のモデルとしての位置付けをめざす。



（土佐山学舎）

1 計 画

(1) 目標

平成27年4月に開校した「土佐山学舎」における小中一貫教育の様々な手法や教育課程等について、PDCAサイクルの下、中山間地域の課題克服や地域活性化等、多面的なモデルとしての位置付けを行う。また、「土佐山学舎」における小中一貫教育の手法や内容を、高知市における小中一貫教育を推進する場合のモデルとする。

(2) 目標設定の理由

平成24年度から進めてきた土佐山小中一貫教育検討委員会からの報告書に示された教育内容の方向性に基づき、教育環境の整備、教育課程の編成を行ってきた。特色ある教育内容及び先進的な教育環境の下、様々なモデルとしての学校の在り方や教育内容をめざすこととしている。

(3) 対象事務の現状、課題等

- ① 特認校による児童生徒が36名で、全校児童生徒98名となったが、2・3年生、5・6年生は複式である。
- ② 特色の一つである英語教育については、1年生から9年生まで、教育計画に基づいた実施により、量・質ともに良好な状態である。また、2学期以降は民間の英会話教室との連携した英語教育が開始となる。

2 実施状況（平成27年度）

■平成27年度小中一貫校の推進（土佐山学舎）における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
小中一貫教育の推進 （土佐山小中一貫教育の推進）	A	a

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

3 点検・評価対象事務の全体評価（平成27年度）

評価	対象事務の各事業は、ほぼ成果を上げているが、少し見直しが必要である。
-----------	------------------------------------

現在、26年度末に策定した教育計画を基にした教育活動が行われており、概ね良好と言える状況である。来年度に向けての検証を行い、さらなる向上をめざす。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

- ① 36名の特認校制度による児童生徒を受け入れることができたが、2・3年生及び5・6年生で、複式学級の状態となっており、当初の目標である複式解消が達成できていない。
- ② 開校して1年が経過していない状況であるため、「9年間の義務教育」を総じての成果や課題が見えない状況であるため、「4-3-2の学年区分」に基づいた教育活動についての日々の振り返りや短期的な目標設定が重要である。

(2) 改善策の検討

- ① 児童生徒数増のために、「土佐山学舎」における特色ある教育活動について、積極的に広報活動を行うこととする。
- ② 「土佐山学舎」を中心とした地域活性化について、関係部局との連携を図る。
- ③ 開校して1年間の教育についての検証及び総括はこれからではあるが、日々行っている教育活動について、来年度につながり、向上をめざすためのこまめな評価を継続していく。

(3) 点検・評価委員の意見・提言への対応

評価委員からは、学校を拠点とする地域づくり、小中一貫教育の全国的なモデルとしての期待、設備・環境を生かした特色ある教育活動の展開という観点から、着実に成果が上がっているとの高い評価をいただいた。

以下、いただいた7つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 土佐山学舎における特色ある取組を持続可能なものにするための手立てとして、財政的な支援が得られるよう、教育活動の成果の積極的なアピール

【提言①に対応する取組】

土佐山学舎における取組は、様々な分野から期待と注目を集めており、その期待がより良い教育を創造しようとする学校の推進力に結び付いているものとする。また、その成果は確実に上がってきており、現在、学校のホームページやSNSを通じた広報活動も積極的に行っている。また、全国各地からの視察も多く、「教育による地域活性化」といった、現在、全国で描かれている「地方創生」への参考にもなっている。

今後とも、学校と教育委員会、教育委員会と関係部局が連携し、土佐山学舎の取組が子どもたちのより良い成長を促す取組であり、小規模校のモデルを提案するとともに、中山間地域が抱える課題克服をめざしたモデルとして先駆的な取組であるということへの理解を促しながら広く市民から理解と共感を得ることで、財政的な措置に結び付けられるよう努めていく。

提言② 意欲的かつ効果のある小中一貫教育を持続する取組とするために、高知市教育委員会、教職員、保護者及び地域社会の4者や相互の意識合わせを、重層的に行っていく場づくりへの十分な配慮

【提言②に対応する取組】

土佐山学舎では、平成26年度から学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとなっている。学校運営協議会は、有識者、地域の代表、PTA関係から構成されており、大きな役割として学校経営に関することについての承認がある。

また、教育委員会はオブザーバーとして出席している。

そういった中で、土佐山学舎における小中一貫教育を考え、支援していくことを念頭に置きながら、「活気あふれる土佐山であってほしい」という地域の願いにも応えられる学校づくりをめざしており、今後も関係者間において課題の共有と共通理解を深めるとともに、地域社会が一体となって教育活動を支える仕組みとして学校運営協議会の充実を図る。

併せて、学校行事や地域行事への参画を通して、居所の違いを越えた家庭同士のつながりを創出できるよう、PTA活動の活性化にも取り組んでいく。



(学校運営協議会の様子)

提言③ 「4・3・2」の学年区分を機能させるために、小・中教員が互いの校種の教育課程を学び合い、理解するための研修の場を積極的に設けていくことの必要性

【提言③に対応する取組】

土佐山学舎では、「4・3・2」の学年区分（ブロック）に適った教職員の組織体制を確立するとともに、指導内容や期待する教育効果、児童生徒の実態等に応じた指導システムの確立をめざし、「学年」、「単一ブロック」、「複数ブロック」、「学校全体」の適切な使い分けと、弾力的な運用について研究を進めていく。さらに「ブロック長」等の新しい分掌の設置により、教職員組織の横のつながりの充実を図る。

提言④ 小中一貫校のモデル校として、諸課題の克服に向けて、チャレンジできるような気運づくりや組織体制

【提言④に対応する取組】

土佐山学舎の一つの使命として、中山間地域における教育モデルとして、様々な発想や提案の下、魅力ある特色ある教育を行うこととしている。平成27年10月24日に行われた学校説明会には、高知市内をはじめ、市外や県外から合わせて150名程度の来校者があり、土佐山学舎の教育に対する理解が得られているものと捉えている。

土佐山学舎では、常に新しい発想や提案、実践を組織として創造し続けることが重要であると考え、「進取」の気風を支える体制づくりに取り組むとともに、各種指定事業の活用等による校内研究の活性化を今後も推進する。

提言⑤ 子どもの成長を支える効果の高いICTの活用をめざして、研修や研究発表を通じた個々の教員における情報リテラシーの向上

【提言⑤に対応する取組】

新校舎完成以前からICTを活用した授業づくりについての研修を積み重ねており、昨年10月の新校舎完成当日（土佐山学舎の開校前）から、ICTを活用した学習指導に積極的に取り組んでおり、研究計画にも「ICTを活用した授業づくり」として位置付けている。

児童生徒の持つ力を最大限に引き出すことができるよう、実践力の向上に努めるとともに、本市におけるICTを活用した授業づくりの牽引役となるよう、情報リテラシーの充実について研究・実践を継続する。



（電子黒板を活用した授業）

提言⑥ 9年間の系統性を維持しつつ、子どもたちの主体的な学びの機会や、発展的な学習に取り組める機会につなげる「土佐山学」の学習プログラム編成

【提言⑥に対応する取組】

現在行われている「土佐山学」は、これまで土佐山小、中学校で取り組まれてきた「総合的な学習の時間」を使い、新たに創出したものである。

現在の「土佐山学」は、単一の学年による取組となっており、より上級の学年での学習につなげる系統性に欠けている点が大きな課題であることは、学校としても認識しているところである。

今後は、「ブロック」を単位とするものや、9年間一貫、系統性を持たせた学習内容の確立を図る。

提言⑦ 多様な学習スタイルの導入や学習の成果を発揮する機会として体験活動・交流活動を取り入れるなど柔軟かつ実践的な「英語教育」の展開

【提言⑦に対応する取組】

土佐山学舎では、民間の英会話教室によるネイティブ・スピーカーの派遣が本年度2学期から始まっており、民間企業の言語習得のノウハウを活かした「土佐山学舎」独自のカリキュラムを作成していくこととしている。

また、習熟度別学習や放課後、長期休業中の加力指導といった基礎・基本の定着をねらいとした学習を行うとともに、学んだ英語を活かすために、既習事項の活用のお機会の設定や校外等での交流的な行事など、効果的な学習形態の研究に取り組んでいく。



(ネイティブ・スピーカーによる英語学習)

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 小中一貫校の推進（土佐山学舎）】

事業名	小中一貫教育の推進 (土佐山小中一貫教育の推進)		担当課	教育政策課
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 平成27年4月に開校した「土佐山学舎」における小中一貫教育の様々な手法や教育課程等について、P D C Aサイクルの下、中山間地域の課題克服や地域活性化等、多面的なモデルとしての位置付けを行う。また、「土佐山学舎」における小中一貫教育の手法や内容を、高知市における小中一貫教育を推進する場合のモデルとする。			
	【事業の概要】 平成24年度から進めてきた土佐山小中一貫教育検討委員会からの報告書に示された教育内容の方向性に基づき、教育環境の整備、教育課程の編成を行ってきた。特色ある教育内容として、9年間の義務教育を「4-3-2の学年区分」を意識した教育課程の編成、小1からの英語教育、単なるふるさと学習にとどまらない土佐山学、先進的なICTを活用した授業づくりや探求的な学びを構築する。 また、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入による、学校・家庭・地域の協働による学校づくりを行う。 さらに、交流人口の拡大のために校区外からの児童生徒を募集し、スクールバスの運行による通学とする。			
	【達成すべきレベル】 (1) 土佐山学舎の児童生徒数98名（うち特認校制度による児童生徒36名）を平成32年度時点で180名規模とする。 (2) 27年度内に民間の英会話教室と連携した英語教育を実施する。 (3) ICTの活用による授業づくりについて全教員が可能となること。			
2 成果	(1) 来年度の児童生徒数増のため、高知市広報「あかるいまち」、テレビ放送、新聞等により、学習活動や行事等の取組についての広報を実施 (2) 特色の一つである英語教育については、1年生から9年生まで、教育計画に基づいた実施により、量・質ともに良好な状態となっている。2学期以降からの民間の英会話教室との連携した英語教育のため、契約を締結した。 (3) ICTの基本操作や授業への活用についての研修の実施とともに、積極的な自己研鑽や事例研究を行っている。			
3 課題等	(1) 36名の特認校制度による児童生徒を受け入れることができたが、2・3年生及び5・6年生で、複式学級の状態である。 (2) 開校して1年が経過していない状況であるため、「9年間の義務教育」を総じての成果や課題が見えない状況であるため、「4-3-2の学年区分」に基づいた教育活動についての日々の振り返りや短期的な目標設定が重要である。			
4 改善策の検討	(1) 児童生徒数増のために、「土佐山学舎」における特色ある教育活動について、積極的に広報活動を行うこととする。 (2) 「土佐山学舎」を中心とした、地域活性化について、関係部局との連携を図る。 (3) 開校して1年間の教育についての検証及び総括はこれからではあるが、日々行っている教育活動について、来年度につながり、向上をめざすためのこまめな評価を継続していく。			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	現在、26年度末に策定した教育計画を基にした教育活動が行われており、概ね良好と言える状況である。来年度に向けての検証を行い、さらなる向上をめざす。
	A	a		
(参考) 本事業の評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果を上げている。		達成水準に対して120%以上の成果を上げた。
	A	目標を上回る成果を上げている。		達成水準に対して110%以上の成果を上げた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が上がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり(90%以上から110%未満)の成果を上げた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。

■ 点検・評価委員からの意見等

○ 項目全体を通じた意見等

- ・ 課題の解決には学校の取組だけでは限界があり、むしろ家庭や地域社会が課題解決に主体性を発揮することが必要な場合があるので、教育委員会と首長部局や他の行政機関はもとより地域も含めた連携、協力の仕組みを一層進めていく必要がある。
- ・ 小学校41校、中学校19校と大所帯の体制で新たなテーマや課題に取り組む際に、一般的にモデル校を指定し年数をかけてモデル校を増やしていき、同時にモデル校の取組の結果、成果を事例集などにまとめ、他の学校に広げていく手法がとられるのが多大のエネルギーを要している。こうした手法に代わって、例えば、事例集の代わりに様式に基づく各校からの提出物をホームページに掲載し、随時に閲覧できる方式にするとか、ブロックごとにモデル校を設定し、ブロック内の各学校の代表者が支援チームをつくりモデル校をサポートすることで、モデル校の取組を同時進行で各学校が情報共有できる工夫をするなど創意工夫をしてほしい。
- ・ 目標設定に当たっては、何をいつまでに、どれだけやるかというアウトプット指標を設定することは当然必要であるが、同時に、（そうした事例もあるが）実施する対策でどのような効果、成果をめざそうとしているのか、アウトカム指標も併せて設定し、対象とする課題に対してとられた対策が効果を発揮しているのか、また、とられた対策が適切だったのか、対策の進め方が正しかったのかなど、成果指標も踏まえて、点検、検証をする必要がある。

保幼小連携教育の推進

1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 高知市は「どこの園からどこの小学校に入学しても、子どもたちが安心して学校生活をスタートすることができる」という高い理念のもと、保幼小連携教育の推進に取り組んでいる。

この理念を実現するために行われている2事業は達成すべきレベルを着実にクリアしている。「幼児期の教育と学校教育の連携の強化（保・幼・小連携推進地区事業）」の目標は100%達成されている。また、「幼児期の教育と学校教育の連携の強化（小1プロブレム対策事業）」には多くの小学校が応募し、優れた実践も現れている。

これらの施策の結果、平成23年度19%であった小1プロブレムの発生率は、段階

的に減少し、平成26年度には7%にまで減少させることができている。また、学力の二極化という現象を、ある程度減少させることができている。これらのことは、文部科学省が実現しようとしている状況の先取りであり、高く評価することができる。

以上の点から、担当課による評価は妥当なものであるとともに、さらに高く評価してもよいのではないかと考える。

2 改善点等の提言

○ 「幼児期の教育と学校教育の連携の強化（保・幼・小連携推進地区事業）」

- ・ 「保・幼・小連携推進地区事業」は、「人をつなぐ」、「組織をつなぐ」、「教育をつなぐ」からなる「連携プログラム」を平成24年度に策定し、この取組を市内全校に広げていくため、本年度は8校区から12校区に拡大し、また、取組事例を研修会やリーフレットで紹介するなど、事業スタートから計画的な取組が進められている。このため、本年度の推進校12校の「連携プログラム」の実施率は100%となっており、順調なスタートがきられていると評価される。この取組が成果をあげていくためには、各推進校では、取組の内容や質について、ポイントポイントで検証すべきであり、その検証に当たっては、向上のための課題やポイントは何かを把握、分析することが求められる。また、事務局が必要な指導、助言を行い、各学校が主体的、自立的な取組が進むようサポートする必要がある。

事務局の評価では、推進校の「人をつなぐ」「組織をつなぐ」の取組が充実してきた一方で、「教育をつなぐ」の取組については、事業に取り組む小1担任が毎年変わるため、カリキュラムの理解と取組の質が課題となっているようである。（指摘のあるように）継続した働きかけが必要であるし、その際には、本事業は1年生担任が行う事業と捉えるのではなく、全校での取組という共通認識を醸成する工夫が必要と考える。また、推進校の取組を相互に比較検証し、取組に濃淡があるとすれば、取組の向上が必要な学校は、取組の優れた学校への訪問、教職員の意見交換会など、優良事例に学ぶ機会を保證することも必要である。

また、連携推進地区内の全ての保育所、幼稚園がもれなく本事業に参加することは難しい面もあるが、参加できていない原因は何か把握し、参加意欲の醸成、参加しやすい方策など、実態に応じた手立てが求められる。

- ・ 本年度の「連携プログラム」の実施校は12校区であり、全体の1/3程度にとどまっているが、今後の全市的な事業展開を図るためには、全校区での実施、展開のために計画的な取組が求められる。また、全校実施をいつまでに行うのか、目標指標の設定も必要ではないか。
- ・ この事業については、達成すべきレベルに到達されているので、以下の提言はないものねだりな提言であるが、スタートカリキュラムをさらに充実するために、スタートカリキュラムの優れた実践を、毎年1年生の担任になるものや小1サポーターと共有する機会を作ったらよいのではないかと考える。
- ・ アプローチカリキュラムの実施率をあげることは難しいと考えるが、幼児教育に

関わるすべての機関を一堂に会するような機会を設定するなどして、アプローチカリキュラムの重要性を粘り強く伝達していただきたい。

○ 「幼児期の教育と学校教育の連携の強化（小1プロブレム対策事業）」

- ・ 「小1サポーター」については、事業実施校の拡大、配置期間の延長など事業実施の強化が図られており、その取組は評価される。

小1プロブレムは、どのような事象として発現し、その程度がどのレベルのものであるか千差万別で、個人差もあると考えられるので、個人情報扱いに十分な配慮をしながらも、個々の実態、背景をしっかりと把握し、対策や手立てを講じる際の資料として活用するとともに、また、どのような対策、手立てがどのような効果をあげたかなども、しっかりと分析し、情報を蓄積して、指導の際に役立てていくべきである。

- ・ 「スタートカリキュラム」は、事例集を作成して、「小1プロブレム対策事業連絡協議会」を開催するなど、カリキュラムの授業の在り方を共有し、取組の検証も行っている。このPDCAをしっかりと回していくことが、取組の定着と成果に結びつくと考えられる。
- ・ 担当課の評価にもあるように、この事業に対するニーズは大変高い。したがって、現在の19校からさらに要望があった小学校にはすべて配置できるように、財政課に要望していただきたい。
- ・ 今後は、この事業を高知市が行うのではなく、小学校の保護者、地域の人材などと連携して持続可能なものにしていくことを考えていただきたい。そのために、モデルプランを作って、可能かどうか検証してみたい。

不登校対策の推進

1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 高知市における不登校や非行の問題は長年の懸案である。近年、不登校や非行の問題を個人の心の問題ととらえる傾向からさらに広く社会的構造との関係でとらえるような視点が重要と考えられている。児童生徒の非行や不登校の背景には、本人たちだけの問題ではなく、家庭をはじめとした様々な環境との相互作用から生じており、その視点からのアプローチが重要である。こうした動向からみて、高知市の施策は大変、的を得た施策であると考えられる。

「家庭への支援の充実」（スクールソーシャルワーカー活用事業）では、支援開始3か月ながら、問題が解決した割合が14%であり、スクールソーシャルワーカーが問題解決に有効に機能していることがわかる。また、「社会的資質や行動力を高める支援の充実」（児童生徒等自立支援教室運営事業）では、学校復帰及び進学割合が92.3%でほぼ達成すべきレベルとなっている。「教育相談体制の充実」（学校

カウンセラー推進事業)では、臨床心理士の数が全国的に見ても少ない地域にもかかわらず、市内の50校に学校カウンセラーを配置し、4,000件を超える相談を行っている。

以上の点から、担当課による評価はほぼ妥当なものであると考える。

2 改善点等の提言

○ 「社会的資質や行動力を高める支援の充実（児童生徒等自立支援教室運営事業）」

- ・ 本事業は、街頭補導時の声かけ、支援教室でのケアリング、一人ひとり作成されたカリキュラムによる学習支援からなっているが、対象児童生徒と指導者との信頼関係の構築には、多くの熱意と根気強さ等が要求されると考えられ、粘り強い取組に敬意を払うと同時に、学校復帰や就職等を実現した児童生徒に対しては、その改善された状態が定着し、さらに一段ステージを上げていくことができるように、見守り、アドバイスができるフォロー体制を構築し、定着率を高めていくことが求められる。

また、そうした児童生徒の課題発生の原因、背景、立ち直りのきっかけや要因等を把握し分析すること等を積み上げて、課題発生の未然防止や指導方法のあり方に役立てていくことも必要と考える。

- ・ 特に、家庭に課題がある事例については、その原因の解決には多くの壁や困難が伴うと考えられるので、担当者をサポートできるように専門家や関係機関との連携の場づくりや機動的な対応ができる体制づくりを進めていく必要がある。

例えば、該当児童のたまり場等の実態を把握し、地域担当制でこうしたたまり場を巡回指導するチームを編成し、定期的に巡回する仕組みを構築する。このチームのメンバーには、担当職員に加えて児童民生委員や住民ボランティアなど市域住民の協力も得てはと考える。

○ 「教育相談体制の充実（学校カウンセラー推進事業）」

- ・ 児童生徒を取り巻く環境が大きく変わり、不登校となる児童生徒数に歯止めがかからず、また原因や背景は多様化、複雑化している。そうした中でカウンセラーの配置は、指導に当たる教職員にとって心強いものであり、教職員と違う立場で児童生徒や保護者に対して専門家がカウンセリングを行って、アドバイスが行われることは、課題解決に向けた対策がより適切にとられる可能性を広げるもので、今後の一層の充実強化を期待したい。
- ・ そうした期待の表れがカウンセラー需要の増加であり、より多くの配置を望む声も高くなっている。有資格者等の人材確保、その配置に必要な予算の確保など解決すべき課題は多いものと想像されるが、事務局の努力が求められる。ところで、目標数値の設定であるが、カウンセラーへの相談内容には幅広いものがあり、一人あたりの受持ち件数に制約がある中で、全相談件数のうち不登校を内容とする相談件数の占める割合を高めることを目標数値とすることは、カウンセラーへの相談が不登校優先ともなりかねず、むしろ相談件数のうち課題の改善、解決につながった割

合等を目標数値とすることが考えられないか。

- ・ 課題として指摘されているカウンセラーの研修やサポート体制の整備等はできる限り配慮をされることが必要であるし、優れた人材はもちろん、人数の確保と相まって、本事業の大きな成果につながると期待される。また、個人情報保護を遵守しながら、課題解決のヒントを学ぶために、改善事例、課題や壁を克服した事例について、必要な情報を共有することは大切な視点と考える。
- ・ 学校の中に教育相談室があるとなかなか行きにくい現状があるようである。不登校に関する相談件数を増加させるためには、少しアウトリーチ的な手法が重要になってくるのではないかと考える。児童生徒をスクールカウンセラーにつなげる仕組みを工夫してはどうか。

○ 「家庭への支援の充実（スクールソーシャルワーカー活用事業）」

- ・ こうしたスクールソーシャルワーカーの守備範囲は幅広く、求められる専門性も高く、精神的な負担も大きいと考えられる。そうした人材の確保は困難が伴うと想像されるが、平成27年度は前年度から8名増の16名が配置され増員されたことは評価される。一方、増員の結果、支援の対象となる児童生徒数は、（全員を派遣型で運用し、小学校への関わりが増えた平成25年度以降）大きな伸びを示しており、限られたマンパワーで支援対象児童生徒への関わりの実をあげていくためには、例えば、スクールソーシャルワーカーが関係機関とのネットワークを構築するとともに、課題解決に学校が組織的としてどうサポートしていくかであり、そのサポート体制をどう作り上げていくのか、大きな課題と考えられる。

また、スクールソーシャルワーカーの取得資格や経歴は種々異なっており、専門性にも違いがあるので、現在行われている定期的なミーティング、研修会は維持、充実していく必要がある。

- ・ 家庭環境に深刻な課題を抱えている場合の対応については、保護者への指導助言を的確に行うために福祉や専門機関の視点から積極的な対応が求められるので、スクールソーシャルワーカーがそうした状況を把握した場合に迅速に協議、対応のできる場、組織づくりが必要と考えられる。

一方、一義的には学校サイドからのアプローチが必要としても、事象の内容によっては、福祉や専門機関、地域社会の役割が大きい場合があると考えられるが、その場合には首長部局がリードし対応していく仕組みも必要と考える。

また、学校で把握する児童生徒の課題については、その原因や背景をしっかりと分析し、取組の主体性やリーダーシップを学校が持つのか、福祉や専門機関などの行政機関がもつか、判断し対応していくことも必要である。

- ・ スクールソーシャルワーカーの有効性は認知されているが、人材確保がなかなか難しくなるであろう。人材確保の観点から、働き手にあった雇用形態が柔軟になるような配慮が必要であろう。また、専門性を高めるための研修なども工夫する必要があると考える。

学校給食における地産地消，食育の推進

1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要であることが食育基本法でも謳われており、食育の重要性は広く周知されることとなった。現在、文部科学省の施策は第2ステージに入っており、「周知から実践へ」というコンセプトのもと、具体的な目標が設定され、実践が行われている。

そうしたなか、一方で地域食材活用率をまず重量ベースで拡大し、他方で学校において食に関する年間指導計画をたて、食に関する体験学習を拡大するなどして、食育を推進しようとする「食に関する指導の充実（小中学校食育・地場産品活用推進事業）」はたいへん合理的な事業と評価することができる。

本事業で目指している地域食材活用率は、現時点で、61%であり、「食に関する年間指導計画」の作成は小学校で75.6%、中学校では31.6%となっており、平成28年の目標達成のためにもう少しのところまで来ている。

以上の点から、担当課による評価はほぼ妥当なものであると考える。

2 改善点等の提言

- 「食に関する指導の充実（小中学校食育・地場産品活用推進事業）」
 - ・ 現在、学校全体での食に関する指導を進めるための「全体計画」の作成率が小学校・中学校とも100%となっていることは一定評価できるものの、この全体計画を計画的に実施するために必要な学年ごとの「年間指導計画」は、平成28年度目標に対して道半ばの実施率となっている。平成28年度の目標数値を達成するためには、現在、未作成の学校において今年度中に年間指導計画を作り上げる必要があり、その取組の支援を的確に行う必要がある。

また、「年間指導計画」の作成校においては、実施状況の点検、改善方法の検討などを計画的、具体的に行う組織等を整備し、計画期間中における取組の質の向上を図っていくことが必要と考える。
 - ・ 児童生徒に「食に関する知識」「食を選択する力」「望ましい食習慣」を身に付けさせるためには、実際に経験させ指導する取組が有効であるとの指摘がされている。しかし、地域社会や家庭との連携により実施する「食に関する体験学習」の実施校は、平成26年度と比較し平成27年度では1校のみの増加にとどまっているが、原因は何か。体験活動を充実していくためには、「年間指導計画」策定の際に「食に関する体験学習」がしっかり位置付けされていることがポイントとも考えられ、位置付けされていない学校があるとすれば、「食育」の目的、背景等をもう一度再確認し、「年間指導計画」に位置付けすることが必要と考える。

- ・ 地域食材活用率は品目数ベース、重量ベースどちらにしても、センター方式で実施している場合、自校方式に比べ量の確保が課題となり、生産者の協力が欠かせない。モデル地区の指定、取組はその意味からも重要であり、見つかった課題は首長部局との協力なしに解決できにくいと考えられる。また、その解決方法は他校の課題解決の参考になることも期待できる。そうした点からも、教育委員会は学校の取組に積極的に参加し、首長部局との連携、協力を支援していき、成果につなげていくべきである。

また、量の確保に関しては、給食を食べる児童生徒の公平性、均等性等の観点から、例えば、魚は地域で量的に確保できても、大きさや形状の異なる「開き」ではなく、加工度を高めた（コストのかかる）ミンチ等にして大きさや数、量をそろえやすくすること等が必要となり、給食の食材になりにくいようである。こうした大きさや形の違いなどは給食指導の中で克服していくことができないか、地元食材の利用機会、率を上げていく観点から必要と考える。

- ・ 地域食材活用率は、品目数ベース、重量ベースともに一長一短ありそうに思える。そうした目標も反映でき、教育活動の内容や質の向上に結びつく目標指標を考えてはどうか。また、各校における質の向上のためには、全国の中でも最も早く導入された栄養教諭の未配置校への配置を検討すべきと考える。
- ・ すでに担当課の課題に示されているように、栄養教諭に複数校担当してもらい、「食に関する年間指導計画」を作成してもらう必要がある。

食にとって安全性は最も重要な観点である。また供給の安定性も重要である。目標値もあるであろうが、安全性と安定性を十分に確保したうえで施策を遂行していただきたいと考える。

小中一貫校の推進（土佐山学舎）

1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 小中連携教育は全国的に行われているが、土佐山学舎はこれまでにない、大変注目される取組である。従来は地域に学校をいかに残すかという観点から施策が行われてきたが、土佐山学舎の取組は学校がいかに地域を創造するかという観点で行われている。この取組がうまくいけば、全国に発信できるモデルになると考えられる。

「小中一貫校の推進（土佐山学舎）」は平成32年に完成されるが、そのゴールに向かって、着実に成果を上げている。本年度小学校1年生と中学校1年生は募集人員に達している。注目される英語教育も順調に行われ、土佐山学舎の英語教育に賛同して入学を決めた保護者もあった。中学校1年生の英語の授業を視察したが、大変レベルの高い内容になっていた。ICTも完備されており、積極的に利用されていた。

以上の点から、担当課による評価は妥当なものであるとともに、さらに高く評価してもよいのではないかと考える。

2 改善点等の提言

○ 「小中一貫教育の推進（土佐山小中一貫教育の推進）」

- ・ 大変順調な取組であるので、とくに改善点はないと考えるが、重要なのはこの取組を持続可能なものとするところである。とりわけ、民間の英語教室のノウハウや講師を使用したり、バスを運行させているので、財政面からの支援を得られるよう財政課の方へ成果をアピールしていただきたい。
- ・ 中山間地域の活性化の観点から、少子化が進む中で学校を維持していくために、一学年20人の定員に不足する人数について学校区外からの通学を認めており、スクールバスも運行している。一方で小中一貫教育のモデル校とすべく、意欲的な教育活動に取り組んでいる。この二つのテーマへの取組が進むと、方向性や質、内容に軋みが発生することも予測されるし、入学者の保護者の教育観やニーズ等は、特認校であるがゆえに多様性を帯びてくる可能性が高いと考えられる。したがって、設置者である高知市教育委員会、学校の教育活動を担う校長をはじめとした教職員、さらには保護者や地域社会との間で学校運営に関する意識合わせが非常に重要になっていくと考える。学校運営が軌道に乗り定着するまでの間は、学校運営協議会での議論はもとより、4者相互の意識合わせ、相互理解が重要と考える。市教育委員会と教職員、教職員と保護者や地域などの意識合わせを重層的に行っていく場づくりには十分な配慮が必要と考える。

また、特認校などの県内や全国の先進事例に積極的に学び、有効性の高い手法や取組を取捨選択し導入することが期待される。

- ・ 小学校と中学校では児童生徒の成長度が異なることから、教職員の意識などが大きく異なっていることは容易に想像され、また、多くの学校現場から指摘されるところである。この壁を克服するための方策として、土佐山学舎では小中の職員室を一つとし、「4—3—2の学年区分」でブロック団をつくり、学校運営を進めている。こうした工夫を積極的に進めるとともに、相互に小学校課程、中学校課程の内容や特徴を学び、理解する研修の場を積極的に設けていくことなどが必要と考える。
- ・ また、小学6年間においても、抽象的な学習内容が多くなる「10歳の壁」があるといわれているが、こうした小中一貫校のモデル校との位置付けがなされる以上、こうした課題を克服していくことも必要であり、チャレンジできるような気運づくり、組織体制も考慮すべきと考える。
- ・ 学校の特色としているICTを活用した教育活動が児童生徒の成長に効果を発揮していくためには、一人ひとりの教職員の情報リテラシーの向上が第一歩であるので、教職員一人ひとりの実態に応じて、研修機会の保証や具体的な悩み・相談に対応できる体制づくり、また、一人ひとりの取組を検証する場として校内での研究発表などが積極的に行われることが必要と考える。
- ・ 土佐山学舎の特色ある教育内容のうち、土佐山学と英語教育はその代表ともいえるものである。

土佐山学は地域の自然や産業等を活かした土佐山ならではの取組であり、こうした取組が児童生徒の成長により効果を発揮することが期待される。地域の自然や環

境等を活かした体験活動を幅広く経験することも必要であるし、その一方で、その経験を深めていくことも期待される。

例えば、現在は9年間を見通して、学年進行で各種体験活動が体験できるようにプログラムされているが、例えば、基本となる主要な体験活動を一定学年までに終了し、以後の学年では児童生徒が体験メニューを選択し、数年間はその体験活動に専門的に従事し、経験、知識等を深めることができるといった対応ができないか検討してほしい。

- 英語教育についても、9年間一貫の目標として、英語検定の2級、3級の取得が検討されている。こうした取組が成果を発揮できるよう期待するし、その為には、研究指定校となり、児童生徒の学習の定着状況に応じて柔軟に対応できる学習システム、例えば、英語に限っては学年の壁を取り除いた習熟度に応じたクラス編成など柔軟な対応を講じてはどうか。また、中学校段階では、英語圏の国への体験活動や姉妹校の締結による交流活動も考えてみてはどうか。

■ おわりに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴う教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価は、平成20年度からスタートし、本年度で8年目となりました。

本年度点検・評価対象とした4項目につきましては、事務の在り方や今後の方向性について検討・分析し、さらに点検・評価委員から貴重なご意見をいただきながら、本年度も点検・評価を行うことができました。

この4項目につきましては、それぞれP D C Aの業務サイクルに沿った取組が進められているものと考えております。

今後も、事業の目的に沿った取組を進めてまいります。

また、点検・評価が、学校現場の教職員や教育委員会事務局・教育機関の職員の意欲の向上につながり、そして子どもや保護者の方々にも納得いただける評価となるよう、引き続き評価の在り方について検討してまいりたいと考えております。

平成27年度教育委員会の
事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価結果報告書

高知市教育委員会